

第 23 次審查情報提供事例（歯科）

令和 6 年 2 月 26 日提供分

社会保険診療報酬支払基金

審査情報提供事例について

審査支払機関における診療報酬請求に関する審査は、健康保険法、療養担当規則、診療報酬点数表及び関係諸通知等を踏まえ各審査委員会の医学的・歯科医学的見解に基づいて行われています。

一方、審査の公平・公正性に対する関係方面からの信頼を確保するため、審査における一般的な取扱いについて広く関係者に情報提供を行い、審査の透明性を高めることとしております。

このため、平成16年7月に「審査情報提供検討委員会」、平成23年6月に「審査情報提供歯科検討委員会」を設置し、情報提供事例の検討と併せ、審査上の一般的な取扱いに係る事例について、情報提供を行ってまいりました。

今後とも、当該委員会において検討協議を重ね、提供事例を逐次拡充することとしておりますので、関係者の皆様のご参考となれば幸いと考えております。

なお、情報提供する審査の一般的な取扱いについては、療養担当規則等に照らし、当該診療行為の必要性、用法・用量の妥当性などに係る医学的・歯科医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としておりますので、本提供事例に示された適否が、すべての個別診療内容に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものではないことにご留意ください。

平成23年9月

第 23 次審査情報提供事例（歯科）

No.	項 目	提 供 事 例
251	処 置	原則として、「顎関節症」病名のみで「I 0 1 7 – 2 口腔内装置調整・修理 1 口腔内装置調整 ハ イ及びロ以外の場合」の算定を認める。

251 口腔内装置調整

《令和6年2月26日新規》

○ 取扱い

原則として、「頸関節症」病名のみで「I 0 1 7 – 2 口腔内装置調整・修理 1 口腔内装置調整 ハ イ及びロ以外の場合」の算定を認める。

○ 取扱いを定めた理由

頸関節症の治療において装着した頸関節治療用装置を調整することにより、疼痛の軽減や開口障害の改善等を図ることが臨床上あり得るものと考えられる。